

## たかしん生活資金支援ローン

令和2年7月現在

商品名 (愛 称)	たかしん生活資金支援ローン
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方</li> <li>○年齢が満20歳以上の方</li> <li>○安定継続した収入がある方</li> <li>※勤務先等が休業中の場合、休業後の復職および安定継続した収入が見込める方</li> <li>○日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方</li> <li>○(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方</li> <li>※本件借入金額と当金庫の既往借入の合計金額によっては、会員に限られます</li> </ul>
お使いみち	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等によって必要とされる生活資金</p> <p>※事業性資金、株式取得資金、投機的資金、税金支払資金、転貸資金は除きます</p>
ご融資金額	50万円以内（1万円単位）
ご利用期間	3か月以上10年以内
ご融資利率	当金庫所定利率による（固定金利型）
ご返済方法	<p>元金均等毎月返済または元利均等毎月返済(利息後払い)</p> <p>※ご融資金額の50%以内で年2回(6か月間隔)のボーナスの併用返済も可能です</p> <p>※最長1年間の元金返済据置が可能です</p>
担保	不要
保証	<p>(一社)しんきん保証基金</p> <p>※保証料はご融資利率に含まれます</p> <p>※ご返済が滞る等の一定の事由が生じた場合、(一社)しんきん保証基金が、お客様に代わり残りのお借入金額およびお利息等を一括で代位返済いたします。代位返済後は(一社)しんきん保証基金に対して支払い義務が生じます</p>

保証人	不要
手数料	○ご融資実行時に用紙代1通につき550円をいただきます。 ○一部繰上げ返済・繰上げ完済をされる場合には5,500円をいただきます□
お取扱期間	○令和2年12月30日申込受付分まで
苦情処理措置・ 紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時30分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。
その他	○現在のご融資利率・保証料やご返済額の試算については当金庫本支店窓口までお問い合わせ下さい ○お申込み時に審査に必要な書類をご用意いただきます ○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください ○ご融資実行時には所定の印紙税が別途必要となります ○ご返済期間中でも一部または全額の繰上げ返済も可能です ○詳しくは、窓口までお気軽にお問合せください